

平成 29 年度

第 3 回 恵庭市地域公共交通活性化協議会

平成 29 年 12 月 8 日（金）10：00

恵庭市役所 3 階 301・302 会議室

次 第

1. 開 会 宣 言

2. 議 題

報告案 第 1 号 利用状況報告（エコバス・乗合タクシー）

議 案 第 1 号 平成 29 年度公共交通維持改善事業の事業者評価について

議 案 第 2 号 恵庭市地域公共交通活性化協議会設置要綱等の改正につ
いて

議 案 第 3 号 エコバスの路線再編について

議 案 第 4 号 平成 30 年度の運行内容について

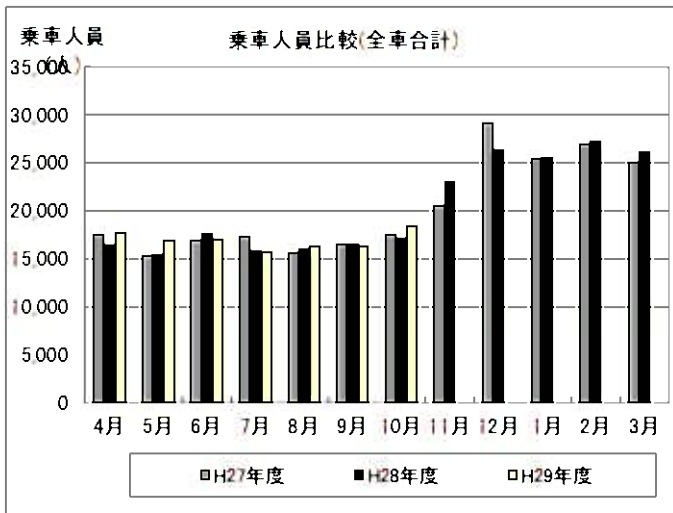
3. そ の 他

4. 閉 会

報告第1号

エコバス、乗合タクシー利用状況報告

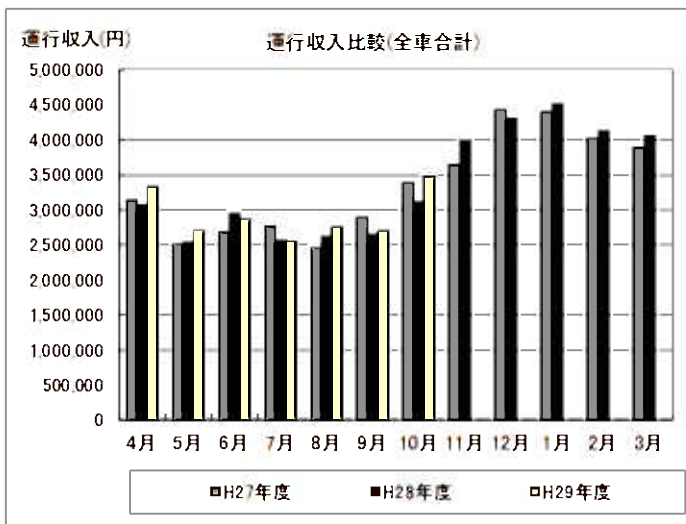
★エコバス利用実績



乗車人員(全車合計)

年度 月	H27年度	H28年度	前年比	H29年度	前年比
	合計	合計	合計 前年度比	合計	合計 前年度比
4月	17,577	16,442	93.5%	17,826	108.4%
5月	15,393	15,454	100.4%	16,975	109.8%
6月	16,951	17,658	104.2%	17,049	96.6%
7月	17,345	15,845	91.4%	15,761	99.5%
8月	15,643	16,036	102.5%	16,327	101.8%
9月	16,586	16,569	99.9%	16,299	98.4%
10月	17,604	17,118	97.2%	18,467	107.9%
11月	20,598	23,105	112.2%	0	0.0%
12月	29,233	26,441	90.4%	0	0.0%
1月	25,466	25,516	100.2%	0	0.0%
2月	26,970	27,251	101.0%	0	0.0%
3月	25,050	26,156	104.4%	0	0.0%
合計	244,416	243,591	99.7%	118,704	48.7%

*12月分から臨時便含む



運行収入(全車合計)

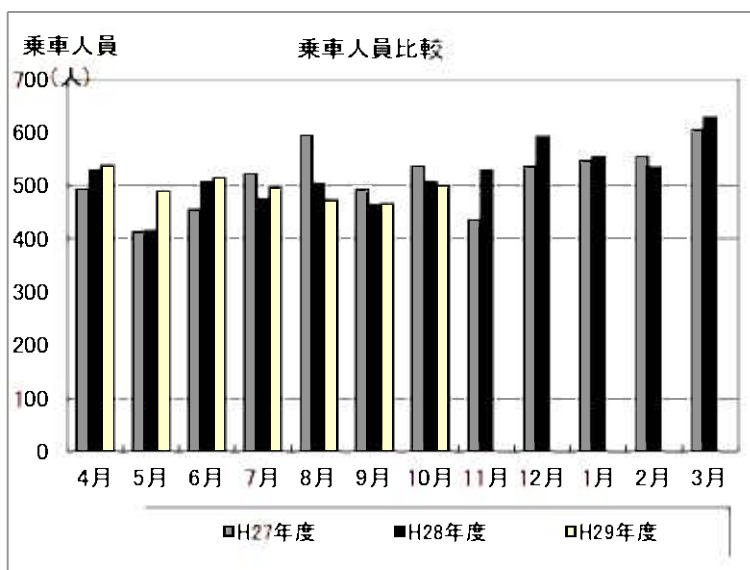
定期券代含む

年度 月	H27年度	H28年度	前年比	H29年度	前年比
	合計	合計	合計 前年度比	合計	合計 前年度比
4月	3,137,828	3,071,960	97.9%	3,324,569	108.2%
5月	2,512,725	2,533,903	100.8%	2,701,837	106.6%
6月	2,680,165	2,934,638	109.5%	2,864,757	97.6%
7月	2,764,716	2,567,084	92.9%	2,555,122	99.5%
8月	2,449,531	2,623,641	107.1%	2,745,939	104.7%
9月	2,899,267	2,644,100	91.2%	2,693,753	101.9%
10月	3,389,645	3,123,006	92.1%	3,482,076	111.5%
11月	3,642,742	3,974,040	109.1%		0.0%
12月	4,422,074	4,300,653	97.3%		0.0%
1月	4,397,052	4,512,841	102.6%		0.0%
2月	4,026,581	4,123,551	102.4%		0.0%
3月	3,891,891	4,057,314	104.3%		0.0%
合計	40,214,217	40,466,731	100.6%	20,368,053	50.3%

*12月分から臨時便含む

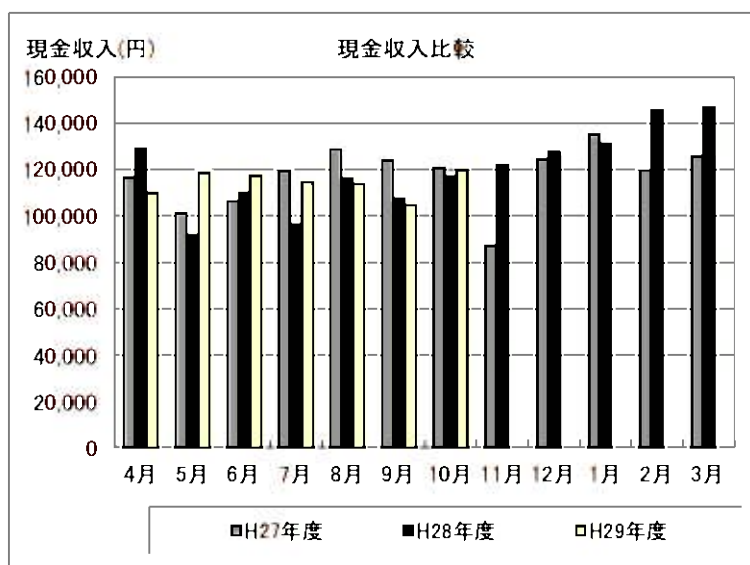
報告第1号 エコバス、乗合タクシー利用状況報告

★乗合タクシー利用実績



乗車人員

年度 月	H27年度	H28年度	前年比	H29年度	前年比
	合計	合計	合計 前年度比	合計	合計 前年度比
4月	494	530	107.3%	538	101.5%
5月	413	415	100.5%	490	118.1%
6月	455	508	111.6%	516	101.6%
7月	523	474	90.6%	496	104.6%
8月	595	503	84.5%	473	94.0%
9月	492	464	94.3%	466	100.4%
10月	537	508	94.6%	500	98.4%
11月	436	529	121.3%		0.0%
12月	536	592	110.4%		0.0%
1月	547	554	101.3%		0.0%
2月	555	535	96.4%		0.0%
3月	605	628	103.8%		0.0%
合計	6,188	6,240	100.8%	3,479	55.8%



現金収入

年度 月	H27年度	H28年度	前年比	H29年度	前年比
	合計	合計	合計 前年度比	合計	合計 前年度比
4月	116,950	129,300	110.6%	110,300	85.3%
5月	101,500	92,000	90.6%	118,900	129.2%
6月	106,650	110,150	103.3%	117,700	106.9%
7月	119,550	96,550	80.8%	114,850	119.0%
8月	128,950	116,700	90.5%	114,200	97.9%
9月	124,300	107,850	86.8%	104,900	97.3%
10月	121,150	117,400	96.9%	120,200	102.4%
11月	87,300	122,000	139.7%		0.0%
12月	124,500	127,900	102.7%		0.0%
1月	135,400	131,200	96.9%		0.0%
2月	119,850	146,050	121.9%		0.0%
3月	126,000	147,250	116.9%		0.0%
合計	1,412,100	1,444,350	102.3%	801,050	55.5%

事業実施と生活交通ネットワーク計画との関連について

平成29年 11月15日

協議会名:	恵庭市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名:	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	恵庭市の公共交通は、札幌市と千歳市を結ぶJRと中央バス及び市内を循環するエコバスである。これらの路線は、市内外における通勤・通学・買い物・通院に欠かせないものとなっている。市内を目的とした移動については、現在恵庭市で進められている駅を中心としたコンパクトシティで各機能を集約する中で、駅周辺の各施設までの移動としてエコバスが主に利用されている。また、札幌市や千歳市を目的とする移動については、エコバスにより、駅または中央バスのバス停まで移動し、そこでJRまたは中央バスに乗換えて利用されている。よってエコバスは、市内移動及び地域間交通に接続するフィーダー機能として重要な役割を果たしていることから、この路線を維持確保することが重要である。また、フィーダー系統と地域間幹線系統との運賃に差があるとの指摘もあるが、利用者には学生や高齢者が多くおり、「市民の足」として活用していただくためにも金額の改定には慎重な協議を必要とする。

恵庭市地域公共交通活性化協議会における地域公共交通確保維持改善事業の概要

資料5

事業実施の目的・必要性

恵庭市の公共交通は、札幌市と千歳市を結ぶJRと中央バス及び市内を循環するエコバスである。これらの路線は、市内外における通勤・通学・買い物・通院に欠かせないものとなっている。市内を目的とした移動については、現在恵庭市で進められている駅を中心としたコンパクトシティで各機能を集約する中で、駅周辺の各施設までの移動としてエコバスが主に利用されている。また、札幌市や千歳市を目的とする移動については、エコバスにより、駅または中央バスのバス停まで移動し、そこでJRまたは中央バスに乗換えて利用されている。よってエコバスは、市内移動及び地域間交通に接続するフィーダー機能として重要な役割を果たしていることから、この路線を維持確保することが重要である。また、フィーダー系統と地域間幹線系統との運賃に差があるとの指摘もあるが、利用者には学生や高齢者が多くおり、「市民の足」として活用していただくためにも金額の改定には慎重な協議を必要とする。

生活交通確保維持改善計画の目標

対象系統の目標利用者数を下記のとおり設定する。

- ・JR島松駅～JR恵庭駅東口～JR島松駅 = 70,000人/年
- ・JR島松駅～JR恵庭駅西口～JR島松駅 = 13,000人/年

既存利用者のニーズを踏まえた適切な運行実施と、利用者層の拡大に向けた広報活動等の強化が必要。

平成29年度事業概要

- (フィーダ系統 707系) JR島松駅～JR恵庭駅東口～JR島松駅＝運行日数:365日・運行回数:2,071回
- (フィーダ系統 718系) JR島松駅～JR恵庭駅西口～JR島松駅＝運行日数:246日・運行回数:492回

地域公共交通の現況

- ・JR千歳線(島松駅、恵み野駅、恵庭駅、サッポロビール庭園駅)
- ・北海道中央バス(株)(市内2路線)
- ・えにわコミュニティバス(循環2コース)
- ・えにわコミュニティタクシー(1日7便)

協議会開催状況

- 平成28年6月29日 平成28年度第1回協議会開催
利用状況報告、前年度収支報告、監査、本年度予算、事業計画第2次恵庭市地域公共交通総合連携計画(案)について
- 平成28年10月20日 平成28年度第2回協議会開催
利用状況報告、冬期臨時便について、翌年度事業者選考について
- 平成29年1月19日 平成28年度第3回協議会開催
利用状況報告 翌年度運行内容運行事業者について、事業評価
- 平成29年6月29日 平成29年度第1回協議会開催
前年度収支報告、監査、利用状況報告、本年度予算、事業計画報告、地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について、エコバス路線・ダイヤ改定について
- 平成29年10月5日 平成29年度第2回協議会開催
利用状況報告、冬季臨時便運行について、エコバスの路線・ダイヤ改定について
- 平成29年12月8日 平成29年度 第3回協議会の開催
利用状況報告、エコバスの路線・ダイヤ改定について

平成29年度事業の実施状況

1) プロセス、創意工夫

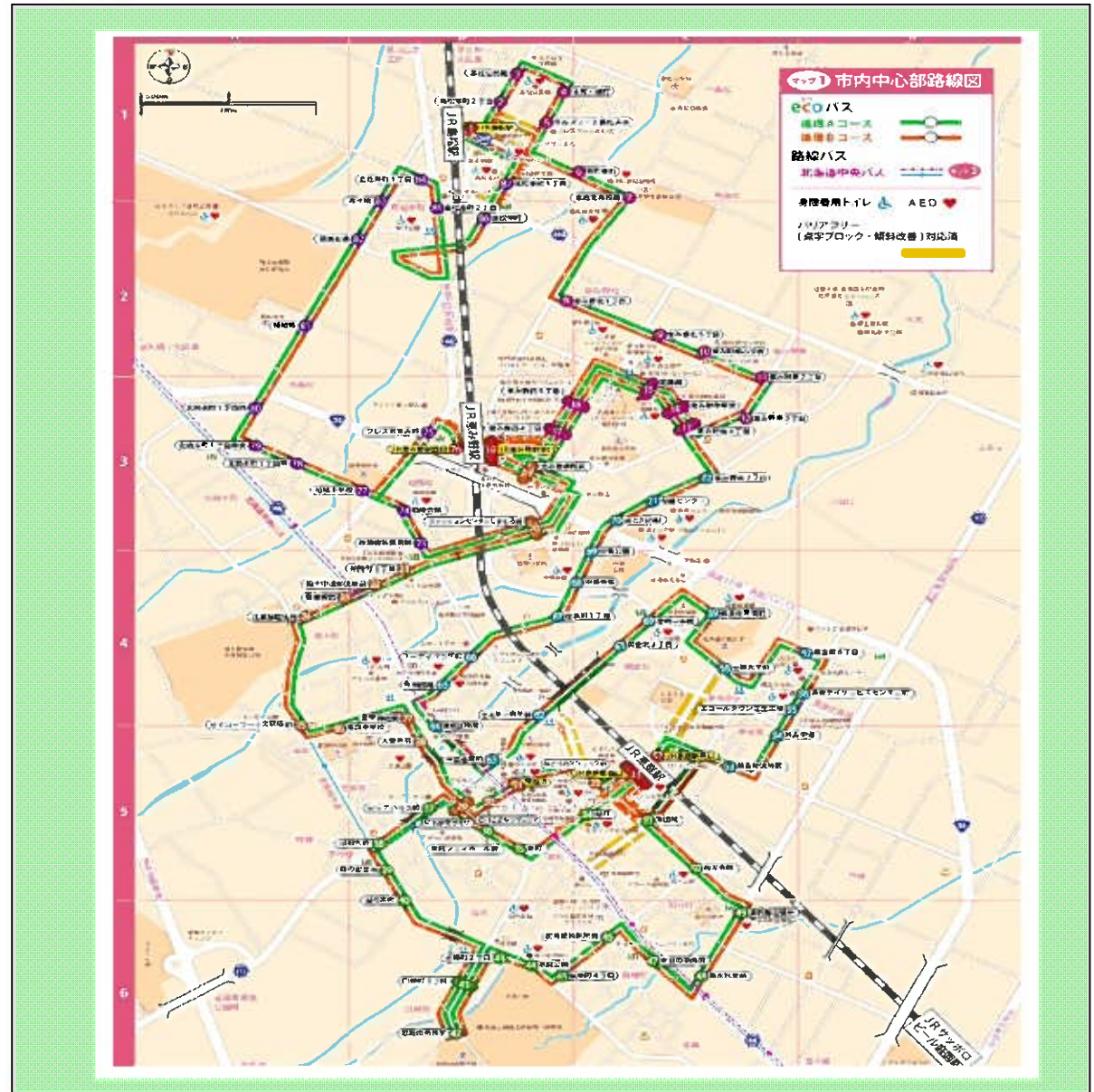
・バスマップ付の全バス停時刻表を作成し転入者に配布するとともに市内の公共施設、バス待合所等で希望者に配布している。

・平成29年7月、JR島松駅、恵み野駅にエコバスの現在位置や路線図、出発時刻が分かるデジタルサイネージを設置。すでに設置済であったJR恵庭駅をあわせ、市内主要JR駅全てに設置が完了した。

・スマートフォンおよびウェブ対応のバス位置情報提供サービスを提供。

・フェイスブック、市のホームページ、市の広報によるエコバスの静止画、動画による利用促進PRを実施。

2) 運行系統



3) 利用実績

		JR島松駅 (JR恵庭駅東口) JR島松駅	JR島松駅 (JR恵庭駅西口) JR島松駅
		利用者数	利用者数
H27年	10月	5,251	1,302
	11月	5,855	1,455
	12月	7,290	1,786
H28年	1月	7,028	1,658
	2月	7,104	1,751
	3月	7,347	1,961
	4月	5,121	1,319
	5月	4,865	1,201
	6月	5,034	1,384
	7月	4,857	1,136
	8月	4,878	1,254
	9月	4,855	1,207
合計		69,485	17,414

		JR島松駅 (JR恵庭駅東口) JR島松駅	JR島松駅 (JR恵庭駅西口) JR島松駅
		利用者数	利用者数
H28年	10月	4,807	1,248
	11月	6,159	1,505
	12月	6,577	1,644
H29年	1月	6,929	1,542
	2月	7,070	1,901
	3月	7,447	1,932
	4月	5,340	1,365
	5月	5,081	1,170
	6月	5,061	1,396
	7月	4,819	1,232
	8月	4,930	1,406
	9月	4,790	1,291
合計		69,010	17,632



4) 収入実績

		(JR恵庭駅東口) JR島松駅	(JR恵庭駅西口) JR島松駅
		収入額	収入額
H27年	10月	929,594	221,668
	11月	1,028,371	264,816
	12月	1,147,807	554,731
H28年	1月	1,170,535	286,206
	2月	1,127,320	323,988
	3月	1,166,757	330,473
	4月	820,854	230,867
	5月	904,443	180,864
	6月	966,586	212,583
	7月	903,401	161,847
	8月	889,805	201,832
	9月	856,881	195,727
合計		11,912,354	3,165,602
合計(5%税抜き)		11,029,958	2,931,113

		(JR恵庭駅東口) JR島松駅	(JR恵庭駅西口) JR島松駅
		収入額	収入額
H28年	10月	874,630	203,344
	11月	1,209,978	272,925
	12月	1,092,593	282,311
H29年	1月	1,200,032	272,205
	2月	1,154,284	310,288
	3月	1,189,378	308,261
	4月	957,479	263,830
	5月	827,492	189,698
	6月	882,376	232,685
	7月	791,885	227,904
	8月	857,034	236,963
	9月	674,481	201,120
合計		11,711,642	3,001,534
合計(8%税抜き)		10,844,113	2,779,199



5) 事業実施の適切性

(フィーダ系統 707系)
JR島松駅～JR恵庭駅東口～JR島松駅

(フィーダ系統 718系)
JR島松駅～JR恵庭駅西口～JR島松駅

各事業は計画通り適切に実施された

7) 事業の今後の改善点

平成30年度にバス路線・ダイヤ改正を予定しており、さらなるサービスの向上及び利用者の増加を図りたい。

6) 目標・効果達成状況

(フィーダ系統 707系)
JR島松駅～JR恵庭駅東口～JR島松駅
目標利用人数70,000人に対し実績69,010人で、目標を達成できなかった。

(フィーダ系統 718系)
JR島松駅～JR恵庭駅西口～JR島松駅
目標利用人数13,000人に対し実績17,632人で、位置づけられた目標を達成。

8) 地方運輸局及び地方航空局における二次評価結果(案)

運輸局記載欄

議案第2号

恵庭市地域公共交通活性化協議会設置要綱等の改正について

平成21年12月21日に施行した恵庭市地域公共交通活性化協議会設置要綱について、法改正等により改正する必要があります。

このことから、別紙のとおり、設置要綱の外、附随して財務規程、事務局規程を改正す

○主な改正点

- 1 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定による計画を連携計画から形成計画とする。
- 2 北海道の機構により、北海道石狩振興局「地域政策部」から「地域創生部」

(目的)

第1条 恵庭市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定、地域公共交通確保維持改善事業補助要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国宝環第103号。以下「補助要綱」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）恵庭市公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）等の作成及び計画の実施並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所を北海道恵庭市京町1番地に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 形成連携計画などの作成及び計画の変更に関する事項。
- (2) 形成連携計画などに位置付けられた事業の実施に関する事項。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項。
- (4) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客からの收受する対価に関する事項。
- (5) 地域公共交通確保維持改善事業補助要綱に基づく生活交通確保維持改善計画生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域内フィーダー系統確保維持計画及び生活交通改善事業計画などを含む。）の策定及び実施に関する事項。
- (6) 協議会の運営その他協議会が必要と認める事項。

(組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者により構成し、市長が委嘱する。

2 委員は次に掲げる者又は次に掲げる団体若しくは機関において選出された者をもって構成する。

- (1) 国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局

- (2) 北海道石狩振興局地域創生政策部
 - (3) 北海道警察札幌方面千歳警察署
 - (4) 一般乗合旅客自動車運送業者
 - (5) 一般貨切（乗用）旅客自動車運送業者
 - (6) 恵庭商工会議所
 - (7) 住民又は利用者の代表
 - (8) 恵庭市医師会
 - (9) 社団法人北海道バス協会
 - (10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (11) その他協議会が必要と認めるもの
 - (12) 恵庭市長が指名する恵庭市職員
- 3 協議会に特別の事項を協議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(監査委員)

第7条 協議会に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。
- 3 監査委員は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会の会議において報告する。

(協議会の運営)

第8条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議決方法は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、協議会に代理人を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理人の氏名等を報告することにより、その代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見、説明等を求めることができる。

6 協議会は、原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱い等については十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じなければならない。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 協議会の運営にあたって必要な事項を処理するため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第14条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(事務局)

第15条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、恵庭市生活環境部生活安全課に置く。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が

協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、恵庭市地域公共交通活性化協議会設置要綱第13条（平成30年4月1日施行平成21年4月21日施行）の規定に基づき、恵庭市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、負担金、他の団体等の補助金及びその他収入をもって歳入とし、協議会の事務及び事業に要するすべての経費をもって歳出とする。

- 2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調整し、毎会計年度の協議会において承認を受けなければならない。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 4 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 5 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。

(予算の区分)

第3条 歳入及び歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

- 2 年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

(予算の流用等)

第4条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、恵庭市の例によるものとする。

- 2 会長は、歳出予算のうち、款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金等は、会長が協議会で承認を受けた金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

- 2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他必要な事務手続について適正に処理しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、恵庭市の例によるものとする。

- 2 出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調整し、監査員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

(1) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 事業収入	1 定期券代収入	1 定期券代収入
2 負担金	1 負担金	1 負担金
3 補助金	1 補助金	1 補助金
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
5 諸収入	1 雑入	1 雑入

(2) 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

(趣旨)

第1条 この規程は、恵庭市地域公共交通活性化協議会設置要綱第15条（平成30年4月1日施行平成21年12月31日施行）に規定する恵庭市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、恵庭市生活環境部生活安全一市民活動室生活安全課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、恵庭市職員及び地域公共交通活性化に関し識見を有する者として会長が認める者をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、恵庭市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は、会長印および通帳印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、恵庭市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書式	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
恵庭市地域公共交通活性化協議会会長の印		楷書	21×21	会長名をもって発する文書	1	事務局長
恵庭市地域公共交通活性化協議会の印		ゴシック体	φ12	通帳の届出印	1	事務局長

議案第3号

エコバスの路線再編について

エコバスの路線再編の概要

1. 説明や協議会等の実施

- 6月19日(月) 厚生消防常任委員会報告
- 6月29日(木) 第1回恵庭市地域公共交通活性化協議会にて素案協議
- 7月7日(金) 町内会連合会役員会へ説明
- 7月13日(木) 全町内会長・自治会長等への説明会
- 7月19日(水)
～8月17日(木) 地域説明会
対象地区:恵庭右岸、恵庭左岸、恵み野地区、島松地区
中島町内会、中島町福寿会、北柏木町内会
- 10月5日(木) 第2回恵庭市地域公共交通活性化協議会にて修正案協議
※以後、中島町内会、中島町福寿会、北柏木町内会、恵み野南町内会へ個別に修正案の説明し、了承。
- 11月2日(木) 町内会連合会役員会へ説明
- 12月8日(金) 第3回恵庭市地域公共交通活性化協議会にて最終案承認

2. 再編の主な要点

<①路線について>

1. バスを増車し、平日は40分間隔、休日は60分間隔で運行することで、便数は平日・休日ともに大幅に増(現行のおよそ2倍)。
2. 路線を1周2時間23分から2時間に短縮。主な目的地であるJR駅まではどこから乗っても最長10分程度で到着する。
3. 利用の多いJR3駅を基点に市内を右回り・左回りで運行する路線を構築。

<②ダイヤについて>

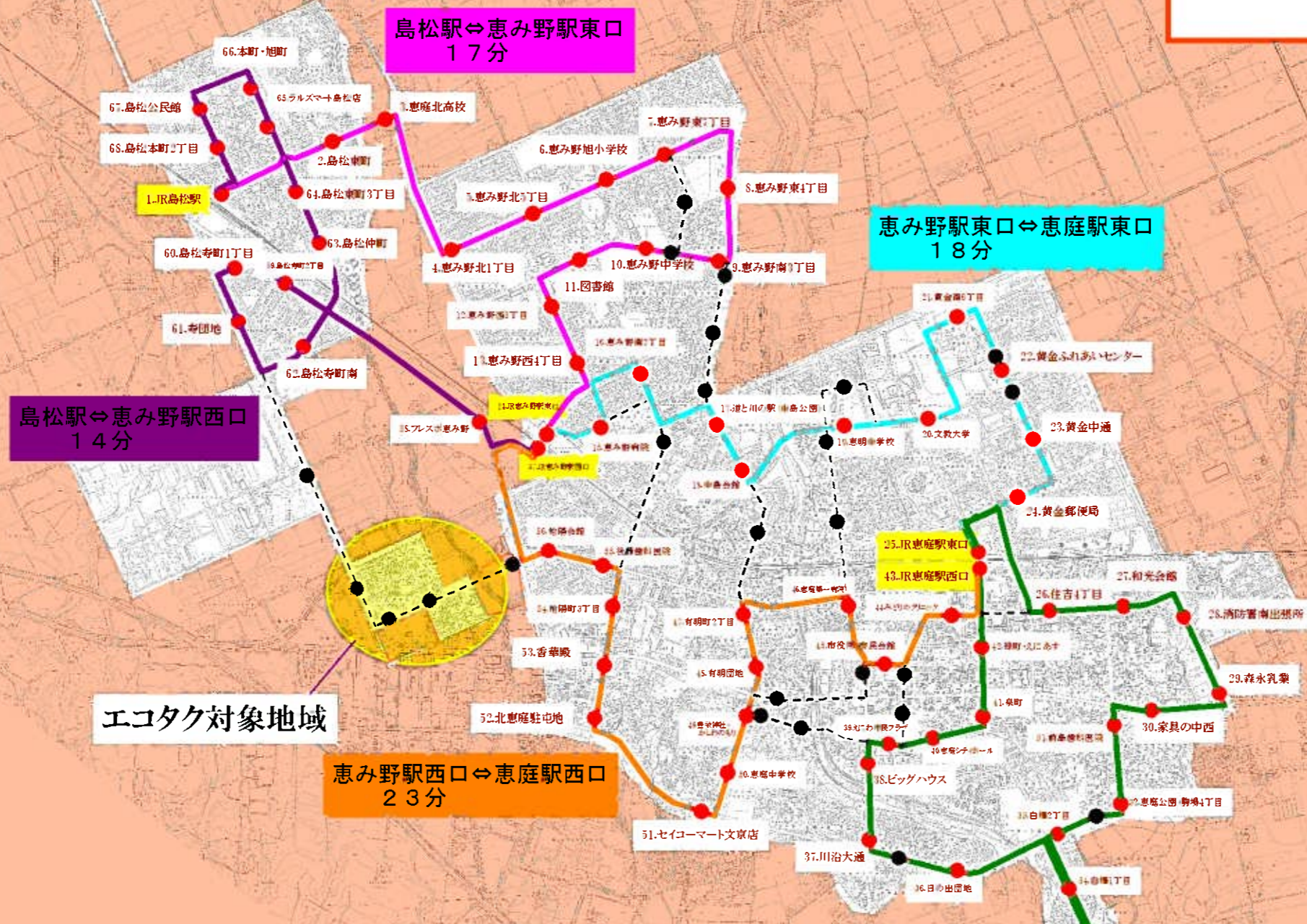
1. 平日は40分ごと、土日祝は60分ごとのハターンダイヤ
2. 始発は7時15分までに駅に着く(これまでと同様)
3. 利用者が多い恵庭南高校の授業開始時間に調整(7:40,8:00,8:20着)
(恵庭北高校へも島松駅から8:11恵庭北高に着)
4. 平日は最終の札幌発の快速電車(乗換合)に乗ればエコバスに連結。
5. 休日は現在の最終から30分～1時間延長。
6. 調整時間は島松駅で15分。(島松駅をまたぐ乗客が少ない・給油所近い)

3. 今後のスケジュール

- 12月13日(水) バス・タクシー事業者へ次年度運行委託に関する案内
- 12月20日(水) 次年度運行委託に関する見積もり合わせ(協議会実施)
- 12月下旬～1月上旬
国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局などへ事業計画書等の提出(バス事業者が行う)
平成30年3月末までに許認可予定。
- 3月中旬 エコバス車両2台納車
- 4月1日(日) 試験運行開始(1年間)

路線案

29.12.8



島松駅⇨恵み野駅西口
14分

島松駅⇨恵み野駅東口
17分

恵み野駅東口⇨恵庭駅東口
18分

恵み野駅西口⇨恵庭駅西口
23分

恵庭駅西口⇨恵庭駅東口
22分


エコタク対象地域

- ...新設バス停
- ...廃止バス停
- 実線 ...新路線
- 破線 ...廃止路線
- 色付き地域はエコタクエリア

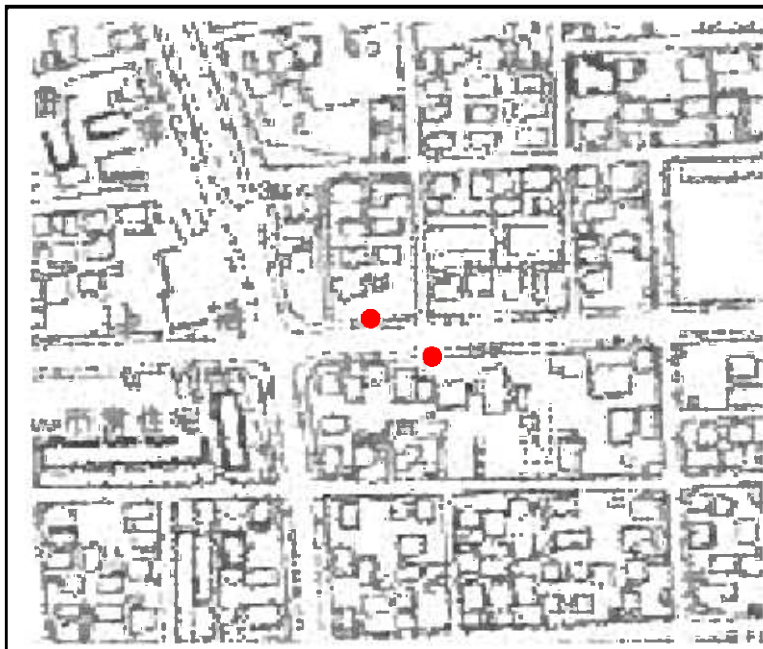
例 循環Aコース

バス停番号	バス停名称	距離(km)	所要時間(分)	備考
1	島松駅前	0.0	0:00	
2	島松駅前	0.7	0:01	
3	恵庭北高校	1.0	0:02	
4	恵み野北1丁目	1.9	0:04	
5	恵み野北5丁目	2.4	0:05	
6	恵み野北小学校	2.7	0:06	
7	恵み野北2丁目	3.0	0:07	
8	恵み野北4丁目	3.7	0:08	
9	恵み野北3丁目	4.1	0:09	
10	恵み野北字坂	4.6	0:11	
11	図書館	4.9	0:12	
12	恵み野西5丁目	5.3	0:13	
13	恵み野西4丁目	5.7	0:14	
14	恵み野駅前西口	6.2	0:17	
15	恵み野駅前東口	6.2	0:18	
16	恵み野南	6.6	0:21	
17	恵み野西2丁目	7.2	0:23	
18	恵み野西1丁目	7.8	0:26	
19	中島会館	8.1	0:27	
20	恵明中学校	8.8	0:29	
21	文藝大学	9.3	0:30	
22	黄金ふれあいセンター	10.2	0:32	
23	黄金中道	10.7	0:33	
24	黄金郵便局	11.0	0:34	
25	JR恵庭駅東口	11.3	0:35	
26	JR恵庭駅西口	11.3	0:37	
27	住吉4丁目	11.7	0:42	
28	和光会館	13.3	0:43	
29	消防署南出張所	13.9	0:44	
30	森永乳業	14.4	0:45	
31	家具の中西	14.8	0:46	
32	北恵庭駐屯地	15.2	0:47	
33	香華殿	15.8	0:48	
34	有明町2丁目	16.1	0:49	
35	有明町1丁目	16.4	0:50	
36	香華殿	16.8	0:51	
37	日の出団地	18.1	0:53	
38	川沿大通	18.5	0:54	
39	ビッグハウス	18.9	0:55	
40	セコマート文京店	19.2	0:56	
41	川沿大通	19.4	0:57	
42	川沿大通	19.7	0:58	
43	川沿大通	20.1	1:00	
44	川沿大通	20.6	1:01	
45	川沿大通	20.6	1:06	
46	みずのクリック	21.2	1:08	
47	市役所-市民会館	21.7	1:11	
48	東原第一病院	22.1	1:12	
49	本町2丁目	22.9	1:14	
50	本町1丁目	23.1	1:15	
51	恵庭南高校	23.4	1:17	
52	恵庭南高校	23.7	1:18	
53	セコマート文京店	24.1	1:19	
54	北恵庭駐屯地	24.9	1:21	
55	本町	25.1	1:22	
56	本町	25.5	1:23	
57	本町	25.8	1:25	
58	本町	25.8	1:25	
59	本町	26.1	1:26	
60	本町	26.2	1:28	
61	本町	26.2	1:31	
62	本町	27.2	1:29	
63	本町	27.2	1:31	
64	本町	27.6	1:32	
65	本町	28.6	1:35	
66	本町	28.1	1:36	
67	本町	28.4	1:37	
68	本町	30.0	1:38	
69	本町	31.0	1:39	
70	本町	31.4	1:40	
71	本町	32.0	1:41	
72	本町	32.3	1:42	
73	本町	32.5	1:43	
74	本町	32.7	1:44	
75	本町	33.0	1:45	

Table with columns: 反時計回り (逆时针), 停留所名 (Station Name), 時間 (Time), 総距離 (Total Distance), 次までの距離 (Distance to Next), and 25 columns of numerical data. The table lists various stations and their associated metrics.

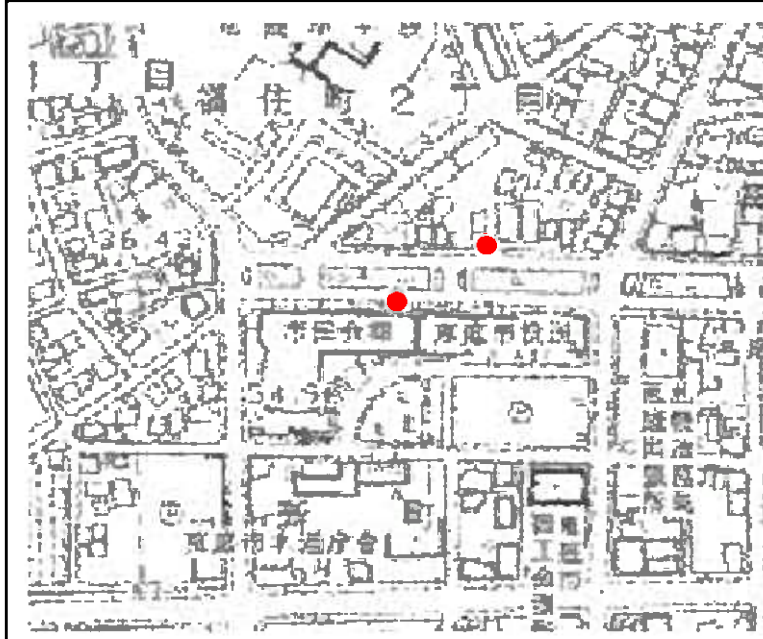
	<p>8. 恵み野東4丁目【新設】</p> <p>バス停留所新設。バス停留所設置安全基準に問題なし。地域住民合意。</p>
	<p>9. 恵み野南3丁目【移設】</p> <p>バス停留所新設。バス停留所設置安全基準に問題なし。地域住民合意。</p>
	<p>15. 恵み野病院【移設】</p> <p>バス停留所新設。Aコース側がT字交差点から11mほどしかなくバス停留所設置安全基準(T字交差点から15m)を満たさない。しかし、多くの地域住民の合意が得られず、現行の位置以外困難。※合意しない理由の例～犬を飼っているためバスを待たれる方に吠える、過去にバス停留所を設置していた経緯があり、今後は設置されたくないなど。</p>

	<p>16. 恵み野南2丁目【新設】</p> <p>バス停留所新設。バス停留所設置安全基準に問題なし。地域住民合意。過去に設置していた経緯あり。</p>
	<p>17. 中島公園(道と川の駅)【移設】</p> <p>道と川の駅が廃止に伴い、国道側に移設。バス停留所設置安全基準T字交差点から15mを満たすところが少ない上、満たす地点の地域住民の合意が得られないこと市内右回り側がT字交差点から10m程度となる見込み。</p>
	<p>22. 黄金ふれあいセンター【移設】</p> <p>バス停留所設置安全基準交差点から15mを満たす。地域住民の合意済。</p>



26. 住吉町4丁目(旧旭団地)【移設】

現行のBコース側の(現在、錦湯前にある)停留所標識のみ移設。バス停留所設置安全基準交差点から15mを満たす。
地域住民の合意済(この場所以外住民合意が得られず)。



45. 市役所・市民会館【移設】

バス停留所設置安全基準交差点を満たす。
この場所以外不可。



49. 豊栄神社・かじわのもり【移設】

バス停留所設置安全基準交差点を満たす。
この場所以外不可。



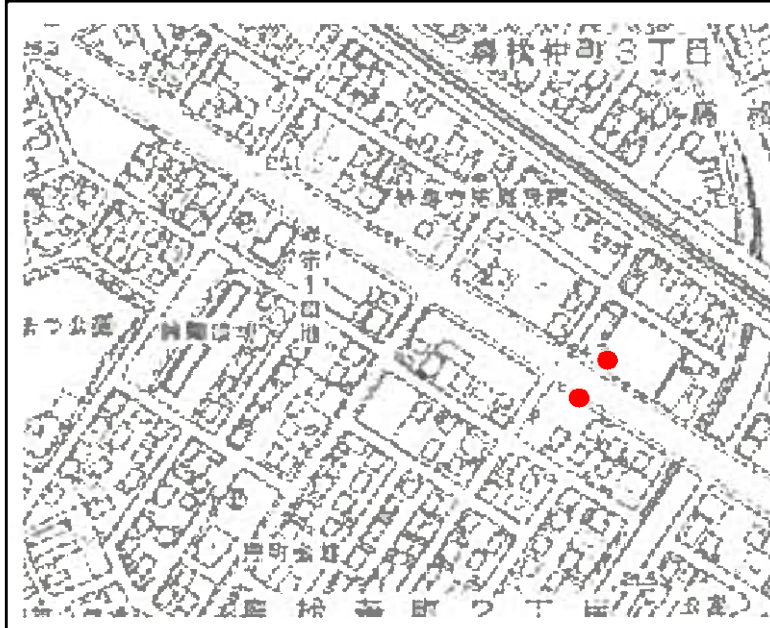
54. 柏陽町3丁目【移設】

バス停留所設置安全基準交
差点を満たす。
この場所以外不可。



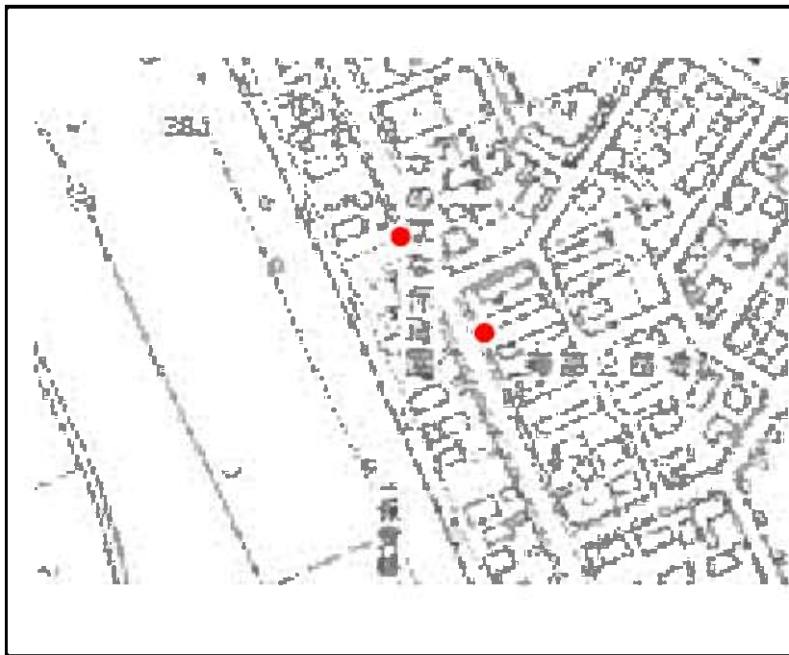
58. フレスポ恵み野【移設】

バス停留所設置安全基準交
差点を満たす。
この場所以外不可。



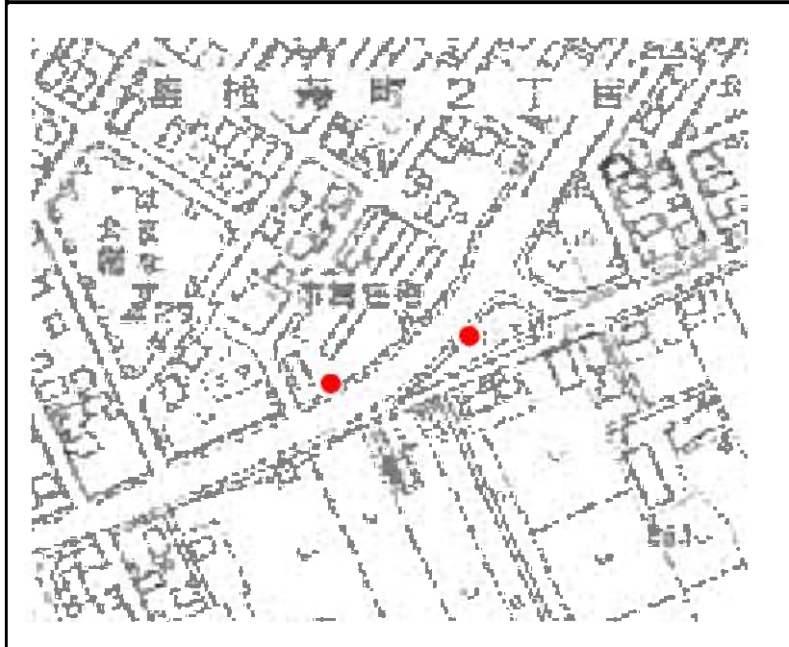
59. 島松寿町2丁目【移設】

地域町内会からの強い要望
有。バス停留所設置安全基
準交差点を満たす。
道道の横断は横断歩道また
はアンダーパスの利用を促
す。



61. 寿団地【移設】

バス停留所設置安全基準交
差点を満たす。



62. 島松大通【移設】

地域町内会の強い要望。バ
ス停留所設置安全基準を満
たさないが、過去に設置して
いた経緯有。



19. 恵明中学校【移設】

バス停留所設置安全基準交
差点を満たす。
この場所以外不可。

議案第4号

平成30年度の運行内容について(エコバス)

◆ルート

議案第3号での 承認のとおり

〔運行期間〕 運行期間平成30年4月1日～平成31年3月31日
平日:244日 土日祝日:121日
(12月31日～1月3日は土日祝日ダイヤで運行)

議案第4号

平成30年度の運行内容について(エコバス)

◆エコバス運賃について

1)エコバス運賃

	大人	大人障がい	小人	小人障がい
運賃	200円	100円	100円	50円

※未就学児童は保護者1人につき2人まで無料

2)回数券 ※バス車内・乗合タクシー内でのみ販売

12枚綴り 1000円・500円 (乗合タクシー使用可能)

3)エコバス定期券料金(市内のJR各駅及び市役所生活安全課にて販売)

	大人				高校生・中学生			
	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
料金(1ヶ月当り)	6,000	5,700	5,400	4,800	4,200	3,990	3,990	3,780
料金	6,000	11,400	16,200	28,800	4,200	7,980	11,970	22,680

4)通学運賃 ※取り扱いは現金のみ

島松駅 ⇄ 恵庭北高等学校 100円

全てのバス停 ⇄ 市内各中学校・高校の最寄バス停 150円

議案第4号

平成30年度の運行内容について(エコタク)

議案第3号での 承認のとおり

【運行期間】

運行期間平成30年4月1日～平成31年3月31日 292日

【対象エリア】

柏木町の一部・幸町・牧場・恵南・戸磯・穂栄・北島・中央・春日・漁太・林田
・下島松・中島松・南島松・西島松・上山口地区など(北柏木が追加)

議案第4号

平成30年度の運行内容について(エコタク)

【指定施設(目的地)】

駅	島松駅 恵み野駅 恵庭駅
金融機関	市内の銀行、信用金庫、信用組合 市内の郵便局(簡易郵便局を除く)
病院・診療所等	市内の病院、診療所、歯科医院
食料品店	株式会社魚はん ジェイ・アール生鮮市場恵庭店 ビックハウス恵庭店 フードD恵庭食彩館 ラルズマート 恵み野店 ラルズマート 島松店 マックスバリュ恵庭店 トライアル恵庭島松店 コープさっぽろ恵み野店 ダイイチ恵み野店
公共施設	恵庭市役所 島松支所 恵み野出張所 中恵庭出張所 図書館 島松公民館 郷土資料館 道と川の駅 こども発達支援センター 東恵庭会館 えにあす(保健センター・市民活動センター(旧まなび館)) 図書館島松分館 北栄会館 福祉会館
公衆浴場	錦湯 ラフォーレ 恵庭温泉ほのか

※ユーアイプラザが廃止。保健センターなどは緑町のえにあすに複合化

議案第4号

平成30年度の運行内容について(エコタク)

◆乗合タクシー運賃について

1)乗合タクシー運賃

	大人	大人障がい	小人	小人障がい
運賃	200円	100円	100円	50円

※乳幼児2人まで無料

寄付金(ふるさと納税)により、平成30.31年度限定で、料金を2/3減額。

2)乗合タクシー運賃

12枚綴り 1000円・500円

◆時刻表について

引き続き現在の形で実施する。

往復路利用
7:30~8:30
9:00~10:00
10:30~11:30
12:00~13:00
13:30~14:30
15:00~16:00
16:30~17:30

